

【参考】市県民税と所得税との人的控除額の差（令和3年度から7年度まで）

人的控除の種類			納税義務者本人の合計所得金額	人的控除額の差
障害者控除	普通		-	1万円
	特別		-	10万円
	同居特別障害		-	22万円
寡婦控除			-	1万円
ひとり親控除	母		-	5万円
	父		-	1万円
勤労学生控除			-	1万円
配偶者控除	一般		900万円以下	5万円
			900万円超950万円以下	4万円
			950万円超1,000万円以下	2万円
	老人（70歳以上）		900万円以下	10万円
			900万円超950万円以下	6万円
			950万円超1,000万円以下	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	48万円超50万円未満	900万円以下	5万円
			900万円超950万円以下	4万円
			950万円超1,000万円以下	2万円
		50万円以上55万円未満	900万円以下	3万円
			900万円超950万円以下	2万円
			950万円超1,000万円以下	1万円
		55万円以上133万円未満	900万円以下	なし
			900万円超950万円以下	
			950万円超1,000万円以下	
扶養控除	一般（下記以外）		-	5万円
	特定（19歳以上23歳未満）		-	18万円
	老人（70歳以上）		-	10万円
	同居老親等（老人のうち同居の父母等）		-	13万円
基礎控除※			-	5万円

※合計所得金額が2,400万円超2,500万円以下の場合も人的控除額の差額は5万円として計算します。